

議案第 34 号

平成 27 年度東広島市教育委員会事務事業評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、別冊資料のとおり平成 27 年度東広島市教育委員会における事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことについて、提案する。

平成 28 年 8 月 25 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

議案第35号

平成28年第3回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

平成28年第3回東広島市議会定例会において教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、同意することについて提案する。

平成28年8月25日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提出議案

- (1) 平成28年度東広島市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）
- (2) 東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成28年度東広島市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入補正

15款 国庫支出金
2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	名称	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
6 教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金（学校給食施設新築）	0	131,488	131,488	（仮称）北部学校給食センター建設に係る国庫補助金の内定による増額

22款 市債
1項 市債

目	名称	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
6 教育債	学校給食センター建設事業債	1,282,100	△ 125,000	1,157,100	（仮称）北部学校給食センター建設に係る国庫補助金の内定による市債の減額

歳入補正合計		1,282,100	6,488	1,288,588	
--------	--	-----------	-------	-----------	--

(2) 歳出補正

10款 教育費
1項 教育総務費

(単位：千円)

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
2 事務局費	職員給与	400,985	30,000	430,985	機構改革に伴う職員増による事業費の増額

2項 小学校費

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
1 学校管理費	小学校施設管理事業	209,035	43,500	252,535	大雨等不測の事態への対応に要する修繕費の増額 川上小学校児童数増に伴う仮設教室の設置に係る役務費・賃借料の増額

3項 中学校費

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
1 学校管理費	中学校施設管理事業	67,542	9,000	76,542	大雨等不測の事態への対応に要する修繕費の増額

5項 社会教育費

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
1 社会教育総務費	職員給与	431,270	△ 156,000	275,270	中央生涯学習センター及び図書館の指定管理者導入に伴う職員減による事業費の減額
4 図書館費	図書館管理運営事業	281,172	611	281,783	移動図書館車の部品破損による修繕費の増額

6項 保健体育費

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
2 体育施設費	スポーツ施設管理運営事業	155,629	1,274	156,903	河内スポーツアリーナ及び入野区民グラウンドの指定管理料（人件費及び光熱水費分）の増額
3 給食センター費	学校給食センター化事業	1,355,352	0	1,355,352	（仮称）北部学校給食センター建設に係る国庫補助金の内定による財源更正

歳出補正合計		2,900,985	△ 71,615	2,829,370	
--------	--	-----------	----------	-----------	--

2 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
空港関連スポーツ施設、入野区民グラウンド管理	平成29年度	2,069

議案第 号

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年8月26日提出

東広島市長 藏 田 義 雄

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例（平成4年東広島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第3号において」を「以下」に改め、同項第2号中「前号に掲げる日」を「休日」に改める。

別表第2の1の表ワイヤレスマイクロホンの項の次に次のように加える。

ダイナミックマイクロホン	1本につき	310円	100円
--------------	-------	------	------

別表第2の1の表備考4を次のように改める。

- 4 商品の広告、宣伝、販売その他営利（以下この表において「営利」という。）を目的として使用する場合又は入場料等（入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額の10割に相当する額を加算する。

別表第2の2の表ワイヤレスマイクロホンの項の次に次のように加える。

ダイナミックマイクロホン	1本につき	100円
--------------	-------	------

別表第2の2の表備考2を次のように改める。

- 2 商品の広告、宣伝、販売その他営利（以下この表において「営利」という。）を目的として使用する場合又は入場料等（入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額の10割に相当する額を加算する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の東広島市市民文化センターの使用に係る使用料について適用し、同日前の東広島市市民文化センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

東広島市市民文化センターの使用料に係る規定の不備について、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例（平成4年東広島市条例第19号）

新

<p>(休館日)</p> <p>第7条 文化センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、文化センターを休館日に開館し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(第3号において「休日」という。)</p> <p>(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p>1 ホールの附属設備の使用料</p>	<p>(休館日)</p> <p>第7条 文化センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、文化センターを休館日に開館し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</p> <p>(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日(休日を除く。)</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p>1 ホールの附属設備の使用料</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>1区分当たり</th> <th>超過時間1時間までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワイヤレスマイクロホン</td> <td>1本につき</td> <td>340円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>ダイナミックマイクロホン</td> <td>1本につき</td> <td>310円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>4 商品の広告、宣伝、販売その他営利(以下この表において「営利」という。)を目的として使用する場合又は入場料等(入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額の10割に相当する額を加算する。</p>	区分	単位	使用料		1区分当たり	超過時間1時間までごとに	ワイヤレスマイクロホン	1本につき	340円	110円	ダイナミックマイクロホン	1本につき	310円	100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>1区分当たり</th> <th>超過時間1時間までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワイヤレスマイクロホン</td> <td>1本につき</td> <td>340円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>ダイナミックマイクロホン</td> <td>1本につき</td> <td>310円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>4 商品の広告、宣伝、販売その他営利(以下この表において「営利」という。)を目的として使用する場合又は入場料等(入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額の10割に相当する額を加算する。</p>	区分	単位	使用料		1区分当たり	超過時間1時間までごとに	ワイヤレスマイクロホン	1本につき	340円	110円	ダイナミックマイクロホン	1本につき	310円	100円
区分			単位	使用料																									
	1区分当たり	超過時間1時間までごとに																											
ワイヤレスマイクロホン	1本につき	340円	110円																										
ダイナミックマイクロホン	1本につき	310円	100円																										
区分	単位	使用料																											
		1区分当たり	超過時間1時間までごとに																										
ワイヤレスマイクロホン	1本につき	340円	110円																										
ダイナミックマイクロホン	1本につき	310円	100円																										
<p>2 ホール以外の施設の附属設備の使用料</p>	<p>2 ホール以外の施設の附属設備の使用料</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>1本につき</th> <th>110円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワイヤレスマイクロホン</td> <td>1本につき</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>ダイナミックマイクロホン</td> <td>1本につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>2 商品の広告、宣伝、販売その他営利(以下この表において「営利」という。)を目的として使用する場合又は入場料等(入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額の10割に相当する額を加算する。</p>	区分	1時間当たりの使用料		1本につき	110円	ワイヤレスマイクロホン	1本につき	110円	ダイナミックマイクロホン	1本につき	100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>1本につき</th> <th>110円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワイヤレスマイクロホン</td> <td>1本につき</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>ダイナミックマイクロホン</td> <td>1本につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>2 商品の広告、宣伝、販売その他営利(以下この表において「営利」という。)を目的として使用する場合又は入場料等(入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額の10割に相当する額を加算する。</p>	区分	1時間当たりの使用料		1本につき	110円	ワイヤレスマイクロホン	1本につき	110円	ダイナミックマイクロホン	1本につき	100円						
区分		1時間当たりの使用料																											
	1本につき	110円																											
ワイヤレスマイクロホン	1本につき	110円																											
ダイナミックマイクロホン	1本につき	100円																											
区分	1時間当たりの使用料																												
	1本につき	110円																											
ワイヤレスマイクロホン	1本につき	110円																											
ダイナミックマイクロホン	1本につき	100円																											